

予算特別委員会会議録（第2号）

○会 議 月 日 平成30年3月7日（水曜日）

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

○出 席 委 員（7名）

委 員 長	小 鹿 重 一	君		
副 委 員 長	吉 田 勉	君		
委 員	森 弘 美	君	柿 崎 裕 二	君
	坂 本 豊	君	木 村 修	君
	藤 田 修 一	君		

○欠 席 委 員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一	君
教 育 長	吉 崎 博	君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦	君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫	君
総 務 課 長	小 松 生 佳	君
税 務 課 長	坂 本 勲	君
住 民 課 長	大 川 誠 治	君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治	君
教 育 課 長	三 上 あ け み	君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁	君
建 設 課 長	木 村 伸 一	君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟	君
---------	-------	---

○会議に付した事件

1. 議案第11号 平成30年度蓬田村一般会計予算案
 2. 議案第12号 平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
 3. 議案第13号 平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
 4. 議案第14号 平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
 5. 議案第15号 平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算案
 6. 議案第16号 平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
 7. 議案第17号 平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
-

○議事の経過概要

午前9時38分 開会

○小鹿委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議案第12号、平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○三上教育課長 議案第12号、平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算。

平成30年度蓬田村の学校給食センター特別会計予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,170万1,000円と定めます。

6ページをごらんください。歳出になります。1款1項1目の一般管理費でございますが、36万8,000円が減になっております。主に、当初では大きな修繕が入っていないということが減額の要因になっております。

次のページをごらんください。下の段の2款1項1目給食費4万2,000円が減額になっております。人数によるものの減になっております。以上です。

○小鹿委員長 次に、議案第13号、平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○大川住民課長 議案第13号、平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算。

平成30年度蓬田村の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,674万9,000円と定めるものでございます。

7ページをお開きください。歳入になります。1款1項国民健康保険税1億1,041万4,000円を計上しております。

次に、9ページをお願いいたします。4款1項県補助金2億9,980万3,000円を計上しております。

次のページをお開きください。6款1項他会計繰入金5,550万5,000円を計上しております。

16ページをお開きください。歳出になります。2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費2億5,000万円から、次のページ、5目審査支払手数料108万円まで、合わせて2億6,218万円を計上しております。

2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費3,360万円から、次のページ、4目退職被保険者等高額介護合算療養費5万円まで、合わせて3,470万円を計上しております。

19ページをお開き願います。3款国民健康保険事業費納付金、これは県への納付金になります。1項医療給付費8,850万2,000円。20ページをお願いいたします。3款2項後期高齢者支援金等2,737万7,000円、3款3項介護納付金1,229万6,000円をそれぞれ計上しております。

21ページをお開きください。5款1項保健事業費1目保健衛生普及費316万1,000円と、次のページ、2目医療費適正化対策費29万2,000円、合わせて345万3,000円を計上しております。5款2項特定健康診査等事業費として、362万7,000円を計上しております。

説明は以上になります。

○小鹿委員長 次に、議案第14号、平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○木村建設課長 議案第14号、平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算。

平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億350万7,000円とする。

歳出の主なものについて説明いたします。7ページをお開きください。中段、1款1

項 1 目一般管理費13節委託料、浄水場非常用発電機点検整備業務委託料194万4,000円。これは、4年に1回実施するものでございます。その下、浄水場中央監視装置取替工事設計業務委託料49万7,000円を計上しております。下段、15節、浄水場緊急遮断弁ピット内部品交換工事費、8ページをお開きください。上段、125万3,000円、これは老朽化により交換するもので、一度も今まで交換したことがないものでございます。その下、浄水場中央監視装置取替工事費783万円。この監視装置は20年近く経過しておりまして、更新時期のため取りかえ工事をするものでございます。その下、18節備品購入費、浄水場取水ポンプ購入費151万2,000円。これは、今年度予備で購入したポンプを交換いたしました。不測の事態に備え、予備のポンプを購入しておくものです。以上です。

○小鹿委員長 次に、議案第15号、平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○大川住民課長 議案第15号、平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算。

平成30年度蓬田村の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,698万9,000円と定めるものでございます。

7ページをお開きください。歳入の主なものについてご説明いたします。1款1項介護保険料1億1,241万円を計上しております。3款1項国庫負担金8,232万2,000円を計上しております。3款2項国庫補助金1目調整交付金2,396万3,000円から、次のページ、3目地域支援事業交付金541万4,000円まで、合わせて3,307万1,000円を計上しております。4款1項支払基金交付金1億2,941万2,000円を計上しております。5款1項県負担金6,745万3,000円を計上しております。

9ページをお開きください。5款3項県補助金501万6,000円、6款1項一般会計繰入金8,728万3,000円を計上しております。

11ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明いたします。1款1項1目13節委託料、介護保険システム改修委託料205万2,000円。これは、法改正によるシステムを改修するものです。

13ページをお開きください。2款1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費1億3,800万円から、15ページ、10目特例居宅介護サービス計画給付費1,000円まで、合わせて4億235万4,000円を計上しております。2款2項介護予防サービス等諸費1目

介護予防サービス給付費1,000万円から、次のページ、6目特例介護予防サービス計画給付費1,000円まで、合わせて1,198万2,000円を計上しております。2款3項高額サービス等諸費は、1目、次のページ、2目、合わせて1,210万円を計上しております。

18ページをお開きください。2款6項1目特定入所者介護サービス費3,180万円から、次のページ、4目特例特定入所者介護予防サービス費1,000円まで、3,190万2,000円を計上しております。3款1項介護予防・生活支援サービス事業費は、1目から、次のページ、2目、合わせて1,022万1,000円、3款2項一般介護予防事業費は820万9,000円を計上しております。

21ページ、3款3項包括的支援事業・任意事業費は、1目介護予防ケアマネジメント事業費から、次のページ、6目地域ケア会議推進事業費まで、合わせて1,389万2,000円を計上しております。説明は以上になります。

○小鹿委員長 次に、議案第16号、平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○小松総務課長 議案第16号、平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算。

平成30年度蓬田村の宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ692万5,000円とするものであります。

5ページをお開きください。歳入です。1款1項1目1節宅地造成地売払収入642万4,000円を計上してございます。これは、1件分であります。

次のページ、6ページをお開き願います。歳出です。1款1項1目一般管理費で総額692万5,000円を計上しております。説明は以上です。

○小鹿委員長 次に、議案第17号、平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○大川住民課長 議案第17号、平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,578万円と定めるものでございます。

5ページをお開きください。歳入になります。1款1項後期高齢者医療保険料1,664万9,000円を計上、3款1項一般会計繰入金6,897万5,000円を計上しております。

7ページをお開きください。歳出になります。1款1項1目13節委託料、後期高齢者医療制度円滑運営事業システム改修委託料72万4,000円は、法改正によるシステム改修費用になります。

8ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金19節、7,504万円を計上しております。その内訳は、事務費納付金が234万1,000円、保険料等納付金2,893万円、療養給付費納付金4,376万9,000円となります。説明は以上になります。

○小鹿委員長 以上で、議案第12号、平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）から議案第17号、平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算（案）までの6案の説明は終わりました。

それでは、議案第11号、平成30年度蓬田村一般会計予算（案）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、26ページまでの歳入全般について質疑を行います。なお、質疑は簡潔をお願いいたします。木村 修君。

○木村委員 12ページ、村税の固定資産税、昨年から見れば相当ふえているわけでありませうけれども、多く見込んだ背景の事情をお知らせ願います。

○小鹿委員長 税務課長。

○坂本税務課長 お答えいたします。これは、北海道新幹線の設備等に伴う償却資産税として計上したものです。以上です。

○小鹿委員長 ほかにございませんか。柿崎裕二君。

○柿崎委員 26ページをお願いします。20款の消防費です。新デジタル防災行政無線整備事業、これは今までのデジタル無線とはまた違うものなんですか。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 昨年度まで整備していたアナログからデジタルの方式の切りかえとは別に、Jアラートのほうの連動がとれるような形でもう1回新しくするという形になりますので、今まで整備していたデジタルの方式とはまた違う方式のデジタルになります。以上です。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 村長の説明の中でも、この新デジタル無線になって戸別のスピーカーつきの有線をやりやすくなったという説明がありましたけれども、この新デジタル事業とその戸別に整備しようとしている設備との結びつきというのは、どういうふうに関係がある

んですか。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 個人のお家のほうに設置できる戸別受信機と言われるものですが、今までも実はできたわけですが、このたびJアラートの通報が二、三秒早くなるという新しい方式に変わるということで県のほうで機械を入れかえると、そういう情報が入りましたので、今までアナログからデジタルに整備するのを一時やめまして、その新しいJアラートのほうに対応できるような機器を今入れると。それに伴って、防災関係のほうの機器も整備したいということで、事業費はちょっと膨らみましたが、その中で今、各役場の施設と、それから老人ホームとかグループホームとかがありますけれども、そういう場所にとりあえずつけられるような戸別の受信機を何台かこの事業の中に組み込んでおりまして、それがよければ、今後その本局を切りかえてしまっていますので、この戸別受信機は戸別に導入できるということで、村長がそういうこともできるといことを考えているといことの話になっています。以上です。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 次に、歳出に入ります。議会費、総務費で27ページから46ページまでの質疑を行います。木村 修君。

○木村委員 31ページをお願いします。上段の自治会運営費補助金270万円がありますけれども、現在10自治会がありますが、各自治会の配分額はどのようになっているのか伺いたします。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 270万円の自治会運営費の内訳ですが、今10自治会ありますけれども8地区、ぐっと町会と宮本地区自治会を除きまして8地区が20万円、それから除きました2地区に関しては10万円、それから除雪用の費用として宮本地区を除く9地区分で10万円、合計で270万円となっております。以上です。

○小鹿委員長 木村 修君。

○木村委員 あと、除雪費の10万円、これは宮本地区を除いている理由というか、それはどういことなのか。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 ここ二、三年前から豪雪の関係で除雪の対応が出てきまして予算化して

いるわけですが、宮本地区に関しては役場のほうの除雪がある程度行き渡っているということから、あとは本当の家の中の中庭みたいなところにしか雪がたまらないような状況なので、自治会としてはまず対応しないというか、対応を考えていないということなので、宮本地区だけに関してはこの除雪の費用は予算化しないということで、残りの9地区で10万円という形になっております。以上です。

○小鹿委員長 木村 修君。

○木村委員 ただいまのこの除雪費用の10万円の助成ですけれども、これはそのシーズンに10万円、使ってしまったら10万円がその自治会に行きます、補助するということですが、半分ぐらいしか、例えば5万円ぐらいしか使わなかったとなれば、あと残額は返還するというふうに聞いています。そういう事務作業は非常に煩雑なような気がするわけです。むしろかかった経費を3月が終わってから役場のほうへ請求するというふうな形にしたほうが、何か事務的に自治会で楽なような感じがするわけですが、その点について再度答弁を求めます。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 我々もそういう方式のほうがよいと考えたわけですが、やはりもともとお金がないと対応できないということなので、補助金扱いで10万円を先に補助すると。後ほど実際運用して使った額を、さっき言ったように残ったものは返してもらうという形のほうが、事務的には煩雑かもしれませんが、まず10万円のお金が自治会のほうに入るということで、それで運用していくという形のほうがいいという話がありまして、そういう形をとっております。以上です。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 今回の31ページの各自治会の10万円の除雪費用のことを、全く同じことなんです、その中でその10万円の運用に当たりますと、各自治会長の中にはその10万円を除雪費用として適用する範囲が、極端に言うとひとり暮らしとか、除雪が不可能な方のお家の前を除雪するといったものに使ってくださいということなんです、例えば自治会の中のごみ収集場所の除雪も含めてやっていると。ただ、場所によっては雪が吹き込み、ごみ箱の中にまで入るために、その10万円の除雪費を使って何というんですか、ちょっと雪が入らないように例えばコンパネみたいなものを張って防ぐと。それも除雪費用に含まれてもよいものか。その自治会で会計と自治会長の間で物すごくもめているそうなんです。それもそもそも、その10万円を使い切った場合には返納しなくてもいい、

使わなかった場合は返納してくださいというところが根本になっていると思うんですよ。自治会としてはもらった10万円をできる限り有効活用しようという気持ちから、範囲を広げて広大に解釈していろいろなものに使いたいと。そういう混乱を招いているのが実情なんですよ。

ですので、その辺もいろいろ加味しますと、その返納するという形よりは自治会に10万円なら10万円を補助、助成してしまうという形にはならないものではないでしょうか。もう一度、質問になります。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 先般、昨年の秋ですけれども、除雪機の配備が終わった際に自治会長さんたちに集ってもらって会議を持ちました。その中で一応、管理規程というものを示しまして、その中でのその目的、それから管理の方法とか使用者、使用区域とか、そういう管理規程をこちらのほうから示しまして、自治会長さんたちにもそれで了解してもらっているはずですよ。

その中には、例えば使用目的として第2条、積雪により自治会の生活に支障を来す場合及び地区内の通学路等の確保に支障を来す場合に使用することを目的とするというふうな形でいろいろ管理規程の中でうたっておりますので、その中の解釈の仕方になりますと、ちょっとそこら辺になると各自治会さんたちのほうの解釈の仕方ということになると思うんですが、基本的には雪に対する処理に関する費用という形になっておりますので、特別雪を捨てるだけということだけでは一応目的としてはいますけれども、必ず雪を捨てることだけに使えという形にはなっておりませんので、そこら辺は一応自治会の中での話になろうかと思えます。

それと、あとその10万円を補助金として出してしまってもそのままにすればいいんじゃないかというお話ですけれども、もともと役場のほうでとか社会福祉協議会とかそういうところでその雪捨てをしたのがまず始まりで、それに関して小さい除雪機を導入して各自治会さんたちに自分の地区内でひとり暮らし、二人暮らしとか老人とか高齢者とか、そういう方がいるということも知ってもらえるのも含めてこういうやり方を考えたわけで、そういう趣旨からいくと、とりあえず使ったものだけは役場のほうでは経費は見ますよということで進んでおりますので、やはり使ったものだけは見ますけれども、残ったものに関しては返してもらおうというのが一応建前になっています。

また、実際よっぽどの豪雪でない限りはその10万円の範囲の中で今までは処理できて

いますので、10万円を超えるようなことがあれば、今後また行政側でも対応を考えていかなければいけないのかなということで、当面は今の現状の形で進めてもらいたい。そういうふうな見解を持っています。以上です。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 今回の説明でわかりましたけれども、実際は各自治会ともこの10万円の残った部分の返納に関して非常に混乱を招いているのは事実ですので、もう一度その辺を踏まえた上でまた新たに検討して来年に向けて行っていただきたいと思います。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。木村 修君。

○木村委員 36ページ、下段のヨモットくんの着ぐるみですけども、これは何体ぐらい作製する予定なのか、そしてどういうふうな活用策を想定しているのか、ご答弁お願いいたします。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 今のところは1体で考えています。あと、ヨモットくん自体のキャラクターの形からいくと、通常の着ぐるみであれば100万円は超えるという話だったんですが、蓬田村でつくっているキャラクターのあの形からいくと100万円ぐらいでできるんじゃないかなという形でお話をいただいておりますので、一応1体です。

それから、やはりトマトで例えば名前を売りたいということでキャラクターをわざわざ考えたわけで、2次元、マークとかそういうポスターとかにはいっぱい使っていますけれども、やはりどうしてもイベント等があれば動く形のキャラクターのほうがインパクトがありますので、そういう祭りの関係とか、そういう事業の関係でキャラクターの着ぐるみ、ゆるキャラを例えば皆さんにお披露目をして宣伝をしたいと、そういうふうな考えを持っております。以上です。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。吉田 勉君。

○吉田委員 今回のヨモットくんの着ぐるみの話なんですけれども、県内の村で着ぐるみがあるのは佐井村と田舎館村の2つだそうです。田舎館村は結構マスコミに取り上げられて、田んぼアートとか、冬の雪原アートとかで取り上げられているわけなんですけれども、田舎館村の着ぐるみを見たことは私もありません。2年に1回ずつ田んぼアートを見に行くんですけども、駐車場でも入り口でも見たことはありません。つまり、着ぐるみのブームがもう完全に去っていると思います。五、六年前は結構ゆるキャラブームがあったんですけども、もう3年ぐらい前から既に下火になっている中で、ここで100万

円をかけて着ぐるみを整備するのはいかがなものかと思えますけれども、どうでしょうか。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 ゆるキャラのブームは去っているということでありますけれども、ただ、やっぱりどうしてもポスターとかチラシとかだけの影響力よりも、やはり立体になっているほうがインパクトがあると思えますので。それに今まで何年か前からも一応いろいろ話があったんですが、この際やっぱり立体の着ぐるみを1回はつくって宣伝のほうに使いたいということでありましたので、今回は予算を計上したわけであります。以上です。

○小鹿委員長 吉田 勉君。

○吉田委員 イベントはほとんど土日に行われるわけです。着ぐるみを購入して、中に入る人の人件費等を考えると、それなりにかかると思われれます。私は、どうせやるんだったらA Iロボットのペッパー君とかをマルシェに置いて、マルシェの振興を図ったほうがよいのではないかなと思えますが、いかがですか。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 吉田委員のいろいろなご意見は参考になりますけれども、まずは形にしてみたいというのがちょっとありまして、どうしてもペッパーとかそういうロボット系もいいんでしょうけれども、中に入る人の負担を考えるとちょっとつらいものがありますけれども、どうしてもやはり自由に動ける形のほうのキャラクターでちょっと勝負をしてみたいという考えがありましたので、一応ここはできれば着ぐるみのほうで何とか対応したいと、そういうふうを考えております。済みません。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 32ページの庁舎警備委託料388万円、この警備保障料についてお聞きしたいわけではないんです。予算にないことを聞くわけですがけれども、前に一般質問で行いました庁舎建設について耐震調査をしてほしいという意見を私は述べましたけれども、どこにも予算がないと。村長の答弁では、当分建設する気はないという感じの答弁でありましたけれども、村長は選挙の公約で述べたわけですから、この4年間の中でいつごろ庁舎建設をやる腹づもりなのか、その辺についてひとつ答弁をお願いします。

○小鹿委員長 村長。

○久慈村長 当初予算にはのせなかったということでありますけれども、一つには、やは

り庁舎建設を進めるに当たってそれなりの技術を持った職員をまず確保することが一番大事であります。どなたが担当してもそれはできるということではないというふうに思っております。4月の人事異動をにらんでおりますけれども、人事異動が終わった後に業務を張りつけしまして、スケジュールを立てていただくというのが一番先の問題だと思っております。スケジュールを立てていただいて、それに従って予算の張りつけをしていくという形になると私は思っております。

具体的に、じゃいつ庁舎を建てるのかというふうになりますと、スケジュールを立てて、委員会等の立ち上げをして、その上で検討した中で実施計画というんですか、実際に建てる計画をまた協議して、立地場所を協議してというようなことになれば、私は最低でも4年はかかるんじゃないかというふうには思っております。

ただ、今回、本当は庁舎の耐震の設計を組みたかったんですが、担当者がどういう形にしてそれを進めていくかということはまだ決めていません。したがって、そういう具体的に動くまで少し時間をいただきたいというのが私の考えであります。以上であります。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 村長の答弁からいきますと、職員に専門的なある人を、技術者を要求しているような話でありますけれども、耐震設計は職員がやるのではなくて、専門の業者がやる仕事だと私は思っております。これは予算を組んで業者に依頼をすれば簡単にできる話ではないかと思うわけですね。

それから、余談でありますけれども、あるネットで見た話でありますけれども、2018年、ことしは非常に地震が多いというふうに書かれていて少し興味を持ちました。予算の都合で庁舎を建てる、そうではなくて今いつ大きい地震が来てもおかしくないわけですから、早急に庁舎を、耐震設計をやって危なくないのであればそのままいいし、危ないのであれば直ちに建設すべきではないかと思えます。4年先とかそういう予算の関係ではなくて、人命の安全のことを考えるとすぐにやるべき話ではないでしょうか。もう村長の話をお聞きすると、村長の任期中にはできないということをおっしゃっているわけですよ。それでは全く公約に反することではないでしょうか。

何か地球の地盤の関係と内部のコアの動きが微妙におくれている、そういう関係からその周期があって地震が発生するというふうに言われているという話があったわけですから、大地震がいつ、震度7あたりが来たらもう庁舎だけではなくて一般の家庭も

そうなんですけれども、ここが一番の大事なかなめでありますから、私はもう50年近くたったこの庁舎を直ちにやるべきだというふうに考えるわけです。技術者云々ではないでしょう。なぜ予算を組んで業者に任せられないのか、再度答弁をお願いします。

○小鹿委員長 村長。

○久慈村長 地震が来るという情報でありますけれども、私自身としてはそれは想定していないというか、今すぐそれがなるというふうには私は考えてはおりません。と申しますのは、地震はいつ来てもおかしくないわけでございますけれども、それはあくまでも自然の中でのサイクルというふうに考えています。

業者に委託すればすぐ調査ができるんじゃないかというふうにおっしゃいますが、それではすぐその分を委託して、担当も総務課長がやるか、その辺はちょっとまだ決めておりませんけれども、やはり耐震の調査をして必要となれば、それから立ち上げて担当者を決めてというふうにはならないと。やはり建てていくためには、もう50年がたっているので耐震の問題もしかりであり、本当は耐震の調査費に金をかけないようにしてすぐ建てるというふうな方向に向けば一番いいんでしょうけれども、補助金を請求するに当たってはどうしても耐震をやりましたかということになると私は思っています。したがって、無駄とは言いません、補助金をもらって地方債を借りるためにはやはりそういう段取りを踏んでいかないと無理だろうと。したがって、業者に任せればすぐできるということではなくて、その後どのようにしてスケジュールを組んで庁舎の建築に向けていくかということが大事だと私はそう思っています。

したがって、先ほども申しましたけれども、4月の人事異動を機にその業務を張りつけしながら、いつ耐震調査をやるかということスケジュールの中でこなしていくという方法が一番いい方法ではないかというふうに考えているわけで、坂本委員がおっしゃるように地震があした起きるか、1年後に起きるか、ちょっと私はそこまで考えていないというのが実際です。以上です。

○小鹿委員長 大事な予算審議ではありますけれども、質疑は何とか簡潔にお願いいたします。坂本 豊君。

○坂本委員 村長がこれ、選挙のときに公約した話なんです。ですから、自分が言ったことを責任を持って直ちにやるというふうにするのが当然だと思います。村民の人もそれを望んでいるということで投票したと思います。ですからそれを、いろいろできない理由を述べて先延ばしにするということは、私はできない、無理だと。ですから、自分が

これをやりたいと言えはすぐにはできる、そのための3月議会の予算なわけです。それを4月になってからといたら、もう既に手おくれなわけですよ。ですから、今の3月議会で予算をのせていないということは、もう全然最初からやりませんと、やる気がありませんと言っているようなことなので、今言っているわけです。再度答弁をお願いします。

○小鹿委員長 村長。

○久慈村長 公約の中に掲げましたのは、私は庁舎建設という言葉は、これを建設するということは言っておりません。庁舎を建設するための調査に入りますということを公約としたわけですので、ご理解いただきたいと思います。

○小鹿委員長 柿崎君。

○柿崎委員 33ページをお願いします。財務管理費の中段になります。大体このコンピューター関連とか委託料のものは簡単にスルーされてしまいますけれども、中段のあたりに蓬田村PCB廃棄物調査委託料と委託料にしては約460万円という結構な額が出ていますが、このPCBとは何なんでしょう。余りに略されてわかりません。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 PCBの廃棄物ということで、PCBというのはポリ塩化ビフェニルというものの略称だそうで、俗に言う絶縁用の油という形で、今議場の蛍光灯の中にも入っていますし、電柱のトランスという電柱に大きい真四角の箱とかが上がっていますけれども、そういうものの中に電気を通さなくて大変いいという形で当初使われた液体のものです。

ところが、その後、どんどんそのPCBというものに毒性があるということで、国のほうがもうこれは使ってはだめですよということで今実際は使われていないんですが、過去にそういう使われているものが大量に何百万トンとか使われておりまして、それが入っているものがこういう蛍光灯に入っている小さい安定器とか、そういう中にも紙にしみ込まされて入っているんです。何年か前にどこかの小学校の蛍光灯の機械から油が漏れてきて、生徒にかかって、生徒の被害はなかったそうなんですけれども、そういう経緯がありまして、国では高濃度という形のものであれば平成34年3月31日までに全部処分しなさいということで、処分しない場合は罰則で3年以下の懲役または1,000万円の罰金とかということで罰則規定を設けまして、早急に速やかに処理をしてくださいということが4月の段階で県のほうから示されまして、その物が実際に使われているかど

うかをまず調査しないといけないということで今この予算を計上しているものであります。

それで、調査する場所が、まず基本的に役場の管理は役場の庁舎も含めて全部施設をやりなさいということなので、この予算の件数としては27カ所、小中とかトレーニングセンター、消防の屯所、それから残渣の施設とかライスセンターとかも全部含めて27カ所をこの461万3,000円をかけてまず調査をすると。使われているものが全部判明した後、それを全部回収するのは、また別に回収の費用をかけて回収をして、処理する場合も処理の分の処理料がかかるということで、これはまず調査しないと出てきませんので、とりあえず前段階で調査をするということで予算を計上しているものであります。以上です。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 次に、民生費、衛生費、労働費で46ページから59ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。柿崎裕二君。

○柿崎委員 47ページをお願いします。社会福祉総務費の一番下段になります。蓬田村社会福祉協議会補助金1,600万円ほどが計上されていますが、私が前年比等を調べたところ、前年が1,200万円余りで約400万円多く増額になっています。この増額の内容を詳しく教えていただけませんか。

○小鹿委員長 健康福祉課長。

○川崎健康福祉課長 平成29年度の当初予算では1,217万円、これは職員2人とパート1人を雇うということで当初予算に上がった金額です。それで、あと今回、社会福祉協議会のほうから要望があったのが、パート職員ではなく正職員分として職員3名分が上がってきておりまして、対前年比で399万5,000円の増額となっております。以上です。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 今の説明では、正職員が前年度まで2人、今年度3名になりますと。要するに1人増ということですよ。その1人増に対して399万5,000円、約400万円の人件費が盛られているわけですけども、これはどういうふうに、初任給と言ったらいいんでしょうか、今雇われての給料にしては結構な額になっていると思います。給料だけじゃなくいろいろな福利厚生費も含めてのことでしょうけれども、それをざっと引いても結構な額に感じます。これは協議会のほうで雇用規程とか、その給料に関する規程があ

って、それにちゃんと基づいた金額なものか。

それから、直接役場とはかけ離れるのかどうかわかりませんが、その1人の正職員を加えたと。私の記憶では社会福祉協議会のほうで一般公募をされたようなものは見ていない、聞いていないということで、いつどのように公募されて採用になったのか、その辺も不明ですので、その辺、全て含めて返答願いますか。

○小鹿委員長 健康福祉課長。

○川崎健康福祉課長 まず雇用のほうの規程ですね、1点目。（「はい」の声あり）これについては、社会福祉協議会のほうに雇用のまず権利というか、あるんですけども、行政側としては指導するとかそういうことは、だけで終わりで、特別こちらで要望したりするものではありません。

あと、1人の正職員が採用されたわけですけども、個人それぞれの給与、あと先ほど言われた福利厚生費とか、全ての内訳はこちらのほうに来ております。実際にちょっと高いのかなというのはこちらでも懸念しているところです。社会福祉協議会のほうにもその辺は今問い合わせしているところですけども、返事がなかなか返ってこないのも事実であります。

今回、給与に関しては、とりあえず今、当初予算で補助金の要望が来た額についてこちらのほうでも議会のほうに提出して、再度4月以降支払いになる前にまた精査したもので補助金を出していきたいと思っております。

あと、公募して採用されたのかということですけども、これについては公募されておられません。社会福祉協議会の会長の権限でもって採用されたようであります。以上です。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 今の説明を聞きますと、非常にいろいろな問題があるように感じます。役場のほうで、行政のほうではその職員規程とか、そういう細かなものには余り意見はできない。ある程度社会福祉協議会のほうに任せて、それによって運営していただいていますよと。ですが、この補助金として400万円を増額するわけですので、何も意味がわからない部分に400万円増額したいですというふうに、こういうふうに今のせられてきても、我々議会のほうとしては非常に容認しがたい。まして、一般公募もされていない正職員。まして、この社会福祉協議会にも理事の方々がいるわけですよ。その中で理事等の話し合いを持たずに、会長一人の権限で採用と。まず、言葉は適切でないかもしれ

ませんが、たった一人の身勝手な判断で採用した者に村が補助金を出して賃金を支払うと。これはどう考えても容認しがたいと思います。

その辺を十二分に考えながら、先ほど社会福祉協議会から精査して上げられたものをもう一度練ってみたいという答弁がありましたので、その辺を十分に気をつけて精査していただきたい。このままの予算請求では、私個人的には認められないというような印象を持ちました。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 今の47ページの柿崎委員の質問と同じですけれども、その前に委員長に一言言いたいことは、ここは委員会です。ですから、委員会と議会は違うと。委員会というのは詳しく調査をするということが建前ですから、議会のように3回の質問の制限というのはかけられていますけれども、詳しく調査をして調べるとというのが目的であります。

今、課長が答弁しているように、自分も納得していないと、そしてこの内訳は持っているというふうに答弁しています。全てその資料を今ここで出していただきたい。

それから、田中会長ですよ。今採用されている方も田中さんという若い人ですけれども、その親戚関係とかそういうことはあるんでしょうか。今の話を聞いていると、何か公募もされていないということになれば少し疑問を感じますので、その辺も含めて、今休憩してもよろしいので、全て資料を出していただきたいと思います。（「休憩をお願いします」の声あり）

○小鹿委員長 暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時57分 再開

○小鹿委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

健康福祉課長。

○川崎健康福祉課長 先ほど坂本委員のほうから資料提出ということで、現在配付いたしました。

あと、親戚関係とかについてはこちらではわかりません。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 じゃ、次に58ページのふれあいセンターポンプ設備等改修工事費3,733万円とあるわけですが、これは昨年度は約1億9,000万円、約2億円近い改修費をかけてや

りましたけれども、さらにまた、この下にある地上部改修工事費97万円を合わせて多額の予算を計上していますけれども、これについての説明も事前にはなかったと私は記憶しているわけですが、この詳細な説明、よろしくお願いします。

○小鹿委員長 健康福祉課長。

○川崎健康福祉課長 ただいまのふれあいセンターの設備改修で3,733万6,000円と井水ポンプ地上部改修工事費97万円についてお答えします。

現在、機械室内にあるろ過器5基のうち1基が制御盤の内部部品のふぐあいで自動運転できず、手動運転をしている状況にあります。このような状況を踏まえ、緊急停止などをして長期休業をしなければならなくなる前に、平成4年度オープン以来、25年間稼働している機械設備の更新を行うものであります。

機械室内のポンプ設備等を耐塩化仕様に交換し、熱交換器と自動制御設備周りの改修、ろ過器のタンクは再利用しますが、それに付随するポンプ、ろ材、電磁弁、ヘアキャッチャーなどを更新するものであります。

あと、97万円のところの井水ポンプであります、これは野球場の外野のところの井戸水を上げている小屋があるわけですが、そこに温泉とふるさと総合センター、野球場、この水をくみ上げているポンプの地上部にちょうど出ているところがあるんですけれども、そのフランジ部分から水漏れしているのを確認しました。それで、この部分を早急に改修するため予算計上したものであります。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 これは昨年度の大改修のときに一緒にやれなかった工事なんですか。

それから、今答弁していただいたその詳細な資料というのはあると思います。いつもであれば事前に、このぐらいの予算規模であれば事前説明などがあったと思うわけですが、それは必要ないということで本会議にいきなりのせたわけですから、多分資料とかを持っているでしょうから、その資料の提出、終わってからでもよろしいので願えませんか。また、その事前説明がなかったという理由は何なのかも含めて答弁をお願いします。

○小鹿委員長 健康福祉課長。

○川崎健康福祉課長 資料の提出は後ということなので、会議終了後、提出いたします。

今回、事前説明がなかったということでもありますけれども、今回の改修では基本的に温泉を休まないで、温泉の定休日を利用して改修を進めて、このふぐあいが生じた

のも、温泉がリニューアルオープンしてからそういうふぐあいがまた今出てきているわけであります。それで、そういうふぐあいが次から次へと発生しないように、25年間稼働してきたポンプ類を新しく交換したいということであります。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 温泉の休みを利用して工事を行うということですので、期間はどのくらいを見ているのでしょうか。最後に答弁をお願いします。

○小鹿委員長 健康福祉課長。

○川崎健康福祉課長 私のほうで考えているのは、この13節の委託料のところでも設計監理委託料があるわけですが、設計を4月から7月までの3カ月ほどで行って、工事は8月から12月までを考えております。ちょうど火曜日が定休日なので、営業が終わってから定休日を利用して機械の部分的な入れかえを順次やりながら進めていって、温泉を休まないようにしたいという考えであります。以上です。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 次に、農林水産業費、商工費で59ページから72ページまでの質疑を行います。木村 修君。

○木村委員 61ページをお願いします。下段の農業振興費の報酬と賃金ですけれども、これは昨年80万円ほどでしたが、ことしは合わせてですけれども194万円、おおよそ110万円ぐらいがふえておりますが、ことしの被害対策の計画をどのように計画しているのかお知らせ願います。

○小鹿委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 まず、予算についてですけれども、昨年、平成29年度は交付金として82万円が交付されていたんですけれども、国の関係でジビエ利活用のほうに予算が主に見られるということで、今ちょっと前、数日前ですけれども、平成30年度も2割減になるのではないかと今言われています。

その前に、あとその交付金が少なくなってしまうので、村長と相談して、こちらの鳥獣のほうも単費ですけれども導入して、鳥獣の猿被害に対しては対策を講じていきたいということで、その対策ですけれども、うちのほうではまず箱わなを猟友会にも設置してもらい、その駆除も対策の一つとしているものと、それから動物駆逐用煙火花火といって今、今別、外ヶ浜地区のほうで主流になっているんですけれども、音の高い花火で

効果があるということで、職員もその研修等に行つて資格を取つてということをしていませうので。

あとは、今までは高根・広瀬・瀬辺地地区が主だったんですけども、これからは郷沢・蓬田・阿弥陀川地区にも範囲を伸ばして対策を講じていきたいという計画になっております。以上です。

○小鹿委員長 木村 修君。

○木村委員 去年、箱わなによるあれで11頭を捕獲したとこの前、前の議会で説明がありましたけれども、箱わなも効果があると思いますけれども、猟銃による追い払い、捕捉するのが最も効果があるというふうに聞いております。昨年は11頭を捕獲しましたけれども、そのうちの2頭は猟銃で捕獲したということになっておりますけれども、この猟銃による捕獲の個数を大幅にふやしていけば、里山から奥山へ猿を追い込んでいかなければならないわけですので、効果のあるやり方と言えはなんですけども、この猟銃により猿を捕捉するという考え方、これにもっと力を入れたほうがいいんじゃないかと思うわけでありましてけれども、その点、どのように考えますか。

○小鹿委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 現在、村で猟銃を使える人は中沢地区1人なんですけれども、そのほかにもう一人、中沢の方で若い人が今猟銃の免許を取りました。ただし、それを使用するとなるのであれば、ちょっと研修とかそういうふうなものが必要なもので、あと一、二年後になればその方も猟銃を使えるようになるので、もうちょっと力を入れることができるのではないかと村では考えています。以上です。

○小鹿委員長 木村 修君。

○木村委員 被害対策の実施隊、たしか今まで9名というふうに私は理解してはいますが、隊員をことし平成30年度はふやしていく考えがあるのかどうか伺います。

○小鹿委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 隊員については昨年同様に対処したいと思いますけれども、調査する作業員については数名ふやして対応したいと考えています。以上です。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 今回の木村委員と同じ質問になりますけれども、この鳥獣対策、物すごい金額がどんどんどんどんふえていって、今の答弁を聞いていまして猿などを捕獲する、もしくはどうにもならないときは殺傷まで考えて対処するという方向に一変しているわけ

ですけれども、私は農家でも何でもなくて、余り詳しいことはわからないので、ばかげた案だなどと言われればそれまでなんですけれども、捕獲するとかそういうこと以前に猿が何で里におりてくるか、食べ物を求めておりてきているわけですよ。それを幾ら捕獲しても、もう猿は生きるために必死なわけですよ。ですから、逆に猿の生息地域というのは今まで調べてある程度確定している部分もあると思いますので、そういう生息地域に例えばカボチャの種とかを、水土里の事業のほうとかも利用しましてそれをまいて、猿が食べ物をちゃんとその生息地で食べられるような、そういった何というんですか、考え方も含めてこの鳥獣対策は考えられないものでしょうか。

○小鹿委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 委員がおっしゃるとおりで、今後、検討委員会等がありますので、その中でもって会議の中で猿の今言ったような対策も入れたらどうですかということは検討課題としていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○小鹿委員長 ほかに質問。木村 修君。

○木村委員 62ページ、次のページ、中段の13節委託料、その中に測量委託料84万3,000円があります。きのう説明していただいたと思っておりますけれども、もう少し詳しくこのことについてご説明をお願いいたします。

○小鹿委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 この測量委託料の84万3,000円ですけれども、これは多面的交付金、それから中山間事業、要は水土里保全隊、それから中山間の集落協定の方が関係するものであって、毎年県から交付金についての実態調査がありまして、その中で中山間は平成13年度から事業が進められていたと記憶しておりますけれども、その中で県の方からも15年以上もたってきているので、一度斜度と面積のデータ更新をしてもらいたい。県からそのデータをもらっていたんですけれども、今県では蓬田村のほうにデータをやるのがもうできなくなったということになりましたので、それで更新のために今回予算計上しました。以上です。

○小鹿委員長 木村 修君。

○木村委員 そうすれば、例えば私は蓬田地区なわけですけれども、蓬田地区でも宮本地区はこの多面的機能の面積に換算されていません。でも、あそこにも田んぼもあるし、畑もあるし、農地があるわけです。前回も私はこれを質問したんですけれども、それは蓬田地区の水土里保全隊の申請をしなかったということでありました。今これを見直す

というふうなことを答弁いただいたわけですが、今これから新たにまたそういう面積を申請した場合、認めてもらえることになるわけですか。その辺のところについてお伺いいたします。

○小鹿委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 多面的交付金については、5年間の猶予があって事業がありまして、平成30年、ことしで多面的交付金は一旦終了します。中山間については、来年度、平成31年度をもって一旦終了しますので、その時期どちらにまた協定を結ぶかは選択肢があるんですけども、その範囲に多面的のように緩やかな傾斜のほうだと多面的になりますけれども、急傾斜のほうになると中山間のほうになりますので、それについては村と協議しながら、多面的だと平成31年度、だからことし協議して来年度に申請してもらい、面積をふやしてもらい、中山間に当たるものであれば、平成31年度に協議をして、平成32年度には申請をしてもらいという形がベストだと思いますので、よろしくお願ひします。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 62ページの一番下段になります。農業振興対策備品購入費の中身を教えてくださいいただけますか。

○小鹿委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 農業振興対策備品購入費80万円ですけども、これは市町村元気事業でもってイベントを村のほうでやっています。それから、村外の方を中心に来てもらって開催しているわけですけども、トマト団地のところにも土曜、日曜でも村外の方が実際に見に来ています。その中で簡易トイレでもいいので設置してもらえませんかという要望があり、これから観光普及に当たり、トマト団地のほうにも簡易的なものなんですけれどもトイレを設置したいと。そのトイレについては、尿、便とかをしてもそれを何か薬剤でもって堆肥みたくなくて自然になっていくものがあるみたいで、そういうものを設置したいと考えています。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 今の答弁でその簡易的なトイレ、これはレンタルなのか、それとも買い取りというんですか、そういうものでずっと設置できるものか。

また、設置した際にその排せつ物は自然ろ過させるというのはわかりましたけれども、そのトイレの維持管理、掃除とか、当然衛生にかかわる問題なのでそれが発生してくる

と思います。そうなりますと、この今予算計上されている80万円だけではとどまらなくなるでしょうという見込みと、それからそのイベント的なもの、産業振興に当たってもトイレは不可欠だという意見がありましたけれども、今、全国的にコンビニあたりでもゴミ箱は置かないと。なぜかという、もう自分の家庭ごみですら持ってきてそこに捨てるとか、そういうものでどんどんそういうものは余分には置かない、減らせるものは減らしていこうという動きになっています。蓬田村でも、ちょっと距離はありますけれども玉松マルシェのトイレ、それから近場ではよもつとの立派なトイレがあるわけです。そちらのほうを事前に通告しまして、こういうトイレがありますので、そちらを利用してくださいということになれば、そういう維持管理費も発生しなくなる。こういう簡易トイレの予算も必要なくなるということになります。

ただ、その利便性とすれば、そこにあればいいというのは物すごくわかりますけれども、じゃあそのイベントとか、視察で来られないときは地元の方でもみんな利用するかということになりますので、そこに線引きも何もなくなってただ置いたという形になってしまうような気がしますので、その辺をもう少し検討して慎重に考えたほうがいいのではないかと思います。

○小鹿委員長 ちょっと待ってください。答弁を求めますか。（「ええ、求めます」の声あり）産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 お答えします。トイレについては、備品購入費なので、レンタルではなくて購入してしまうという形です。

それと、トイレの掃除とかについては、そこに新規就農者の方がトマトの農家でもってしていますので、その方に依頼をしてその辺のトイレのことはやってもらうつもりでいます。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 63ページの玉ねぎ生産組合農機具等購入事業助成金1,999万2,000円が計上されています。この前、2月21日でしたか、詳しく説明がありましたけれども、本会議でするので詳しくどういう機械を購入するのか、それからもう1点は車庫とかは含まれていないので、どういう管理の仕方をしていくのか、詳しく説明をしていただきたいと思います。

○小鹿委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 それでは、お答えします。平成29年度では、まず3ヘクタールの作

付を行っています。収穫量は50トンです。販売額の予定額は375万円となっています。

1反歩当たりの収穫は、実際は2.3トンあったんですけども、小さい玉等は近所の方へ配ったりして、実績では1.7トンでした。

平成30年度は、今要望が来ているのでわかっている範囲では5ヘクタールの作付をする予定となっています。収穫量は200トン。販売額については1,500万円。1反歩当たりは4トンの試算でなっています。

きのうも言いましたとおり、村では10町歩の面積を目指していますので、それに対する大型機械、こしはタッピングセレクターといいまして根と葉を切る機械なんですけれども、それを1,465万円で購入したい。それから、鉄コンテナ200基の453万円、輸送代が80万円かかる予定です。

このタッピングセレクター、根切り、葉切りは、一応今の村の考えですけれども、牧場のところにある機械が入っている倉庫がありまして、そのところに予算計上したんですけども、そのオーバースライダーを修理して、そこでもって根切り、葉切りの作業をする予定としています。収穫が追いつかないときは、そのタッピングセレクターというものは自走もできるので、直接収穫の場に行って、そこで掘って、そこで根切り、葉切りをして、そして戻ってきて牧場にある倉庫のところで作業をしたい。そして、乾燥については去年、平成28年度に創生事業で農協の育苗ハウスの近くにハウスを建てましたので、そこを利用して乾燥させて出荷をしていきたいということです。

今後、倉庫が必要ではないかということなんですけれども、それについては生産組合とどのような希望でもって大きさ、貯蔵、それから販売を長いスパンで持っていけばいいなどの話し合いをして、平成31年度から県の有効である補助金を見つけてそこに宛てがって対応していきたい考えです。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 この前、資料を見せてもらえたんですけども、何か足はキャタピラーだと思うんですけども、牧場の車庫まで行くというのはかなり時間もかかるし、運搬手段としてはトレーラーに積んで運ばないと現実的ではないというふうに思うわけですが、その運搬手段のトレーラーとかトラクターとかも用意しているんでしょうか。

○小鹿委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 一応、自走できるので、村としては今購入したいタッピングセレクターの機械でもって行き、そこで根切り、葉切りをしてまた作業所に戻ってきたい考え

です。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 コンバインでもそうですけれども、時速10キロぐらいしか出ないので、移動時間に相当時間がかかるとキャタピラーの破損がひどくなります。重量もかなりある機械ですよ、4トン近くあると。ですから、現実的にはトレーラーに積んで運ぶしかないというふうに思われます。牧場にはトレーラーがあるはずですよ。そのトレーラーを修理して使うとか、そういう方法を考えないと無理なのではないでしょうか。

また、トレーラーというのは車検が必要なので、一般に農家の人が使っているトレーラーは車検仕様ではないので、こういう公的機関が所有している機械、所有ではないですけれども、こういう場合はきちんと車検の取れるトレーラーも用意しなければならないので、その辺はきちんと考えているんでしょうかね。最後に質問します。

○小鹿委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 トレーラーじゃなくて、生産者組合が持っているトラック等を利用するということも協議したときにしゃべっていましたので、今後また詰めていってどういうふうに有効活用すればいいのか、話し合いをして決めていきたいと思っていますので、お願いします。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。坂本 豊君。

○坂本委員 71ページをお願いします。マルシェの管理委託料310万円が計上されています。前にアシストの補助、管理委託料2,100万円があるわけですが、これと別にまた物産館の管理委託料というふうに計上されています。

その中で前に説明がありましたけれども、テレビ14万円も含まれていたわけですが、それからあともう一つは、いつも質問していた乗用車を購入したわけですが、その乗用車の管理、この2点についてお聞きしますけれども、テレビは防災上必要だという説明でありましたけれども、設置場所はどこになるのか。それから、乗用車の管理、いつもマルシェのところの駐車場にとめてあったのを見えていますけれども、夜になるといけません。誰かが乗って帰っているのか、その車庫等の管理はどのようにされているのか、答弁をお願いしたいんですけれども。

○小鹿委員長 村長。

○久慈村長 産業振興課長は予算をとった担当でございますので、そちらから説明すればよいのでしょうかけれども、この件に関しましては私から説明をさせていただきます。

テレビ14万円は、マルシェの中のテナントの北側、今まであった場所、東側につけた
いということでもあります。

それから、乗用車につきましては、今までマルシェのところに置いておいたわけですが
けれども、現在はよもぎ温泉の西側に置いております。夜に乗っていくということとはご
ざいませぬ。以上です。

○小鹿委員長 ほかに。坂本 豊君。

○坂本委員 テレビの場所、最初、村長は北側と答弁しましたけれども、東側……（「東
側にテレビ台があります」の声あり）ラーメン屋がありますけれども、そのラーメン屋
のところでしょうか。（「そうです。よろしいですか」の声あり）

○小鹿委員長 村長。

○久慈村長 今のテレビの件につきましては、マルシェ側からの要望というよりもテナン
ト、ラーメン屋さんのほうで災害が起きたときとかそういったことで、なければ困るん
じゃないかという要望があつてやつたというふうに私は伺っております。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 そのときはテナントのほうから要請があつたというふうには説明されていま
せんので、マルシェのお客さん、従業員もそうですが、何か地震、津波等があつたとき
にいち早く情報を得る必要があるのでテレビが必要だという説明であつたわけです。今
の話だと、まるでラーメン屋のために14万円のテレビを購入しますと言っているような
ものですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○小鹿委員長 村長。

○久慈村長 私も、要望があつたというのは、そういう危険な場合があるのでそれを設置
したらどうかということで、要望があつたというよりも設置したほうがいいんじゃない
かということで予算的にとつたというふうに伺っております。ラーメン屋さんがそこで
お客さんにテレビを見せるとかという、そういう配慮ということは私は伺っていません。
以上です。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○小鹿委員長 次に、土木費、消防費で72ページから81ページまでの質疑を行います。質
問。藤田修一君。

○藤田委員 私は前にも何か会議のときじゃないんですけれども、言った覚えがあると思

います。屯所にサイレンがついているわけですが、消防屯所ですけれども、何か8分団、7分団のサイレンでふぐあいが起きていると。特に8分団はサイレンが鳴らないというふうな話を聞いていましたけれども、今回165万7,000円というふうな予算がついていますけれども、これはどちらのサイレン、2台でこうなのか、そこら辺をお知らせ願いたいと思います。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 消防団屯所用サイレン設備工事費ということで165万7,000円を予算計上しておりますけれども、これは先ほど説明しましたとおり、第7分団1分団の分だけです。第8分団は分団長のほうに確認をいたしました。確かにサイレンは故障しているようですが、役場の防災無線のスピーカーが屯所のすぐそばにあって、その放送設備を使えるという形で鍵も預かっているようなので、そのサイレンも鳴らせるので、それに対応するというを確認いたしまして、第8分団の部分は予算計上しておりません。以上です。

○小鹿委員長 藤田修一君。

○藤田委員 今、総務課長から8分団では屯所のそばに役場の有線のスピーカーがあって、そのものも箱をあければ鳴らすことができるんだからやらないというふうな分団長からの言葉だというふうなことでしたけれども、ということは、将来も要らないと。1分団もそういうふうなことで、屯所のそばに有線のスピーカーがあって、そこに箱がついているわけですが、故障してもそういう場所についてはつくる必要がないというふうな解釈でよろしいんですか。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 別にそばに子局があるのでそれを使ってくださいというわけでありません。分団長に確認したところ、特別そのサイレンは要らないんじゃないかということで役場の子局のサイレンが使えるのであればそれでいいということで了解をもらっております。

それから、中沢の第1分団のところの屯所のそばに子局があるわけですが、高根の場合は屯所のすぐそばに電柱が立っています。中沢は割と離れているところに子局の電柱が立っていますので、ちょっと距離があるし、そこら辺の立地条件からいくと、多分そこは屯所のほうにサイレンがもし故障すればサイレンはつける形になると思いますので、たまたま高根の屯所はすぐそばの建物にすぐ隣接して電柱が立っていたの

で、それを利用できるということでサイレンのかわりにすると、そういう形で了解をもらっております。以上です。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 今回の藤田委員の質問と重なりますけれども、今、総務課長は8分団の分団長から防災無線のほうのサイレンを併用するという言葉をいただいたとありますが、この間、消防で何かで鳴らした際に実際そのものを使ってみましたら、高根部落全体に聞こえないと。やはり防災無線は防災無線であって、やっぱりこの専用のサイレンだと隅々まで聞こえると。要するに、分団員が集まらなかったという事実を分団長から聞いています。ですから、そこはもう一度確認した上で必要なものであれば、要するに三既の大火災もあります。そういう際の大惨事にならないためにもこれは必要不可欠なものでありまして、代用するとかそういった考えではなく、だめなものはこちらと予算をとって設置すると。そういった考えで進めませんか。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 今回の委員のお話、私は今初めて聞きましたので、ちょっと担当と分団長のほうとで一応話をしてもらって、その確認はしたいと思います。

あと、代替というわけではないんですけれども、それに対応できるんじゃないかということで、たまたますぐそばに子局があったので活用したということなので、何も必ずしもそういう状況であればつけないというわけではないので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 わかりました。

では、79ページをお願いします。一番下、18節の備品購入費、消防用防火衣購入費、約80万円とありますが、これは従来の銀服のことを示しているのでしょうか。銀色の防火着です。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 消防用防火衣ということで、銀色の服だと認識しております。今81万4,000円を予算計上いたしましたけれども、平成30年度に関しては第1分団、第2分団が1着ずつ、それから第3分団が2着、それから第6分団、第7分団が1着ずつということで、計6着の配備の予定になります。

あと、必要な配備数から見ると不足しているということで、来年、平成31年度も引き

続き第2分団から第5分団までが1着ずつ、それから第7分団、第8分団も1着ずつということで、計6着を配備する予定であります。以上です。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 その従来の銀服だということはよくわかりました。ですが、その銀服なんです、実際には物すごい高い熱の、例えば電線が焼け焦げて電線を囲っているビニールが衣服に落ちてきた。あれは物すごい熱、もう1,000度までいきませんが、800度とか物すごい熱で落ちてくるわけです。そうすると、従来の銀服というのはそういう高熱に対しては5秒で溶けてしまいます。これは私が分団長時代にも消防本部のほうに意見は申し述べたのですが、なかなか拾い上げてもらえないで今質問するわけですけども、消防団本部のほうには不燃性の燃えない、溶けない、黒い防火着が支給されているわけです。それは1,000度以上、1,200度に至っても10分燃えない、物すごい性能の高い防火着です。

何を申したいかといいますと、実際火災の場合、消防本部のほうは本部を設置しまして、火災現場には近づかない、その炎の中には入らない状態です。各分団の団員は、要するに筒先を持ったり、その筒先のホースを押さえたりする約4名の機械係はもう炎に直面して炎が降りかかるところで消火しているわけです。そういう方のほうが、そういう本部がまとっている10分以上1,000度以上の熱でも不燃性のものを必要としているわけです。なぜ5秒か幾らで溶けてしまう銀服をこういうふうには80万円もかけて整備するのか、与えるのか。どうせお金をかけるのであれば、しっかりその不燃性のものを、炎から身を守れるものを買って与えるのが当然ではなからうかと思っておりますので、その辺は無理なんでしょうか。

それともう一つ、あと1点、その中段の役務費に消防携帯電話料7万円とありますけれども、この消防携帯電話料というのは何なのか、その説明も含めてお願いします。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 まず、役務費に消防携帯電話料とありますが、それは防災の携帯電話料なので、消防の無線とは関係ありません。県のほうの防災の関係の携帯電話の分の料金になります。

それから、今の防火衣の関係ですが、ちょっと私は勉強不足で詳しくわかりませんでした。要はもつのが短いのと頑丈なものがあるという、多分そういう捉え方でいいと思うんですけども、それを例えば今の分団のほうにも全員の分を配備できないかという

ことだと思っておりますが、ちょっと最初の必要だと配備された経緯がわかりませんでしたので、ちょっと今後はそれを踏まえて、できるだけ安全で確実なものであればそちらのほうに順次切りかえていくとか、そういう形で、1回には多分できないと思いますので、そこら辺は予算の関係、これは補助金関係もありますので、そこら辺は予算と補助金関係をにらみまして、できるだけ安全なものの防火衣の分で切りかえるような形で検討していきたいと思っております。以上です。

○小鹿委員長 柿崎裕二君。

○柿崎委員 ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思っております。

それと、一遍にそろえるんじゃなくて、高価なものだということを確認していますので、とりあえずは各分団の機械係の炎の先頭に立つ分の枚数、要するに3名ないし4名分を分団ごとにそろえていくとか、各分団に1着ずつやって、本当に炎に近い人に先に着せるとか、そういう対応で考えていただきたいと思っております。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。坂本 豊君。

○坂本委員 80ページの新デジタル防災行政無線整備工事費、まず約2億円の工事ですね。

これは、こんな高額な2億円もする事業について一言も議員に対して説明はなかったわけですね。柿崎委員が先ほど歳入のところ質問しましたけれども、私は今、歳出のところ再度質問したいと思っております。

結論から言いますと、わざわざ2億円もかけてやる必要性がどこにあるのか。総務課長の答弁では、Jアラートの関係で2秒から3秒早く聞こえるためという表現だったと記憶しています。最初にこれだけの金額をかけるのであれば、前々から話、要望していた戸別受信機設置が可能ではないかと思うわけです。当初は、6,000万円とかが必要なので、とても戸別に受信機を設けることはできないというふうに解釈しておりました。最初に、従来のアナログ無線から今のデジタル化にするときにこのようにパンフレットには書いています。

読み上げますけれども、従来のアナログ無線システムでは情報伝達量に制限があるため、1つの無線配線を複数の人が同時に使用することができないなど、高度なシステム利用の要望に適合しないさまざまな課題があり、これらを解決するため総務省は、音声を含む全ての信号をデジタル化し、1つの周波数で多チャンネルの通信を同時に行える防災行政用デジタル同報無線システムの技術基準を改正したと。そして、ある会社のパンフでは、この新基準に則して無線放送設備、屋内・屋外拡声子局、戸別受信機を含め

たフルデジタル防災行政無線をトータルシステムとして業界で初めて開発したというふうにあったわけです。

ですから、今のデジタル化でもう既に戸別受信機を設置することは可能なわけですね。今の新デジタル無線にすれば、戸別受信機もつけることができるというような感じの説明を村長がきのうしていました。ですから、確かにJアラートのことも新デジタル行政無線のところには書いてあります。ですが、総務課長が先ほど説明した2秒から3秒早くなるというこの件についてちょっと納得がいかないわけです。それは2秒か3秒のために2億円もかけるというふうに解釈されるんですが、間違いでしょうか。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 確かにJアラートの2秒、3秒短くなるという話は、Jアラートの速報の時間が2秒なり3秒なり短くなるということがまず一つの大きな点でありまして、あとは国、県のほうがまた新しいデジタル方式ですけれども、新しい周波数帯を使って違うようにやるという形で、それを県でも導入するということが年度内にわかりましたので、それをわかっていながらその一つ前の古いものの子局の整備を続けて、完了した後になるとまた恐らくその新しい方式に直さないといけない可能性が出てくるので、それがわかった時点で一旦とめて、今のこの新しいものに対応できるような形の総合システムで対応を変えようということで考えて予算計上したものでありまして、確かに前のデジタルの方式でも子局の戸別受信機に対応も可能でしたけれども、当時はそこら辺はまず子局のほうの対応を考えて、戸別の受信機までの整備はしなかったわけですけれども、今回はそれも含めての災害拠点を役場の放送室のほうから実はふるさと総合センターのほうに全部全て移してしまいます、放送局自体を。そこで、ふるさとセンターは、災害時あそこは避難所にもなっていますし、あそこの場所があるとそこで防災拠点も兼ねてその放送設備を整備するということで、通常のただの放送する設備だけではなくて、防災の情報を表示できるパネルとか非常用の電源とか、全部を含めた形での事業になりましたので、この2億円近い事業費に膨らんだという形になっております。

戸別受信機に関しては、基本的に受信機とアンテナ、アンテナもつけばということですが、1局当たり5万円ぐらいで今回のシステムのほうでは単価が安くなっているということで、5万円程度で1軒当たり対応できるということになりましたので、それも含めてそれを考えての今のこの新しい整備をするということで考えておりました。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 もう前から要望していた戸別受信機、今、総務課長の答弁で1戸当たり5万円ということですが、この事業でこの戸別受信機をまず全世帯に設置するという、そういう計画なんですか。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 最初、一応そういう形で全戸につけようかなという話も出たんですが、今の戸別受信機に関しては、難聴地域になると無線のアンテナを立てるための細い柱も屋外に立てないといけないし、機械自体が電池じゃなくて家庭用電源100ボルトを使うということなので、やはり実際それを欲しいという人があれば、そこら辺はやればいいんですけれども、ちょっと今そこら辺のニーズを確認できる時間がなかったので、当面は各施設とか、老人ホームとかグループホームとかでも一応そういう大きなところだけには一旦戸別受信機を実験的に入れてみると。後ほど様子がよければ、例えばひとり暮らしの老人で欲しいという人があればそこで対応するとか、そういうこともいずれ考えていかなければいけないのかなということで、今は実験的に戸別受信機を各施設に入れるということで考えていました。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 これは戸別受信機を各家庭に提供するという事業ではないので、課長が答弁したように欲しい人があれば設置してもいいような話をしましたけれども、それは重要になると思うんですけれども、どうしても欲しいという人に対してはそれをやるという腹づもりは最初からあるんでしょうか。

それからもう一点は、最後の質問ですので、このぐらいの大きい事業であればもうちょっと前に説明していただきたかったわけですよ。この短い時間の中で委員長から早くやれ、簡潔にやれと催促されるわけですから、時間をとって質問できないわけですよ。資料も何もない。私はこういうやり方というのは余りよくないと思います。ですから、議会が終わった最終日でも、関係の詳細な資料を議員の皆さんにぜひ配付していただきたいと思います。

○小鹿委員長 総務課長。

○小松総務課長 戸別受信機に関しては、この事業自体がちょっと当初予算のときのタイミングでそのJアラートの関係がわかりましたので、ちょっと急いで予算計上とかをしたわけでありまして、どうもそのタイミング的にちょっとまずかったのかなと思っています。

ました。

あとは、戸別の受信機に関しては、家庭用で100ボルトの電源を必ず使うということなので電気代がかかるという形になっていますので、そこら辺はこちら側ではその電気代までは持てないということもありまして、整備するときにはそれなりの数がまとまれば何かの補助金なり起債なりを使つてのせて整備できるような形にはなると思っていますので、そこら辺は今後調査とかを行つて検討した上でやりたいと思います。以上です。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 次に、教育費で81ページから97ページまでの質疑を行います。坂本 豊君。

○坂本委員 88ページ、下段のほうに蓬田中学校海外研修事業負担金508万9,000円がありますけれども、この研修のことでお聞きしますけれども、3年生だという説明がありましたけれども、生徒の人数、引率者の人数、それから台湾の場所、どこどこへ行くのか、何泊何日なのか、1人当たり18万円というふうな数字になるわけですが、このことについて答弁をお願いします。

○小鹿委員長 教育課長。

○三上教育課長 お答えします。中学校の海外研修については、参加者は生徒、中学校3年生です。今のところ23名が対象になっております。引率者は教師等5名ということで、28名が総勢の人数になっております。一応3泊4日ということで台湾周辺、台湾市内ということで今のところ計画を予定しております、いろいろ台湾の関係の体験活動、それからそちらの学生との交流とか、主に体験活動を見ております。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 先生の引率が5人ということになれば、3年生に関係のある先生で残った2年生、1年生の授業に対しては全く影響がないのか、それについてもご答弁をお願いします。

○小鹿委員長 教育長。

○吉崎教育長 先ほど5名と言いましたけれども、教員4名、教育委員会から1名になっております。休み中に行っていますので、夏休み中です。以前は9月とかに行っていたんですが、やっぱり行かない子が1人、2人といると大変でございます。これはあくまでも参加は自由なわけですので。ということで昨年、2年前からかな、夏休みに行っております。であれば、授業に差し支えありません。だから、行くのは管理職、校長とか、

あるいは教頭、あと養護教諭、それから今、各学年に特別支援もありますので、その学年の特別支援の場合は学担と特別支援の学担、4名になります。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 過去の研修でも全員が行っているわけではないんですよね。行けなかった生徒の原因、理由というのはあるのでしょうか。どういうところに問題があるのか、わかっているところで答弁をお願いします。

○小鹿委員長 教育課長。

○三上教育課長 研修に入る前に一応事前アンケートというものをとりまして、理由としてはやっぱり個人でいろいろ飛行機が嫌だとか、海外には行きたくないとか、そういう理由があったかと思います。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。柿崎裕二君。

○柿崎委員 85ページをお願いします。15節の工事請負費、屋内運動場防災機能強化工事費と、あわせてその5つぐらい上に委託料の400万円、これを合わせますと2,700万円でかなり大きい金額の工事になりますけれども、きのうも簡単には説明いただいたんですが、もう少し詳しく内容を教えてください。

○小鹿委員長 教育課長。

○三上教育課長 小学校のほうの工事の関係ですけれども、これまでの経緯ということで、平成29年度の計画では体育館がつり天井になっていたということで、国の指定事項でつり天井の板を取ってしまうという工事だけで予算のほうをつけておりました。ただ、その後、県の担当課とも工事の内容について何度も協議を重ねた結果、当初の計画だと天井の下地に入っている断熱材などが落下するおそれがあるということで見直しをすることになりました。それで、いろいろ考えまして、既存の天井を残して格子型の木枠でとめつけて落下を防ぐという方法なども考えました。ただ、やはりここでも県の担当課では、つり天井の撤去が最優先事項であるということで、そしてまた、木枠の取り付けは交付対象外になる可能性が高いということの指摘も受けまして見直しをしてきました。

そして、まず平成30年度の工事の変更内容ですけれども、体育館のつり天井を撤去し、天井の下地に入っている断熱材や電気線を隠すために化粧板で覆うという予定でございます。そして、中学校と同様、照明器具の落下防止やワイヤの設置、飛散防止フィルムなどの張りつけ工事も入って工事を進めたいと考えております。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 では、次に97ページで災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。坂本 豊君。

○坂本委員 この予算、賛成できないというものが多少あるので、討論したいと思います。

まず、前から説明がありましたアシストへの管理委託料、これが1,700万円から2,100万円ほどに400万円も引き上げられました。赤字が続く、マルシェもそうでありますけれども、これは、私はマルシェの撤去も含めた、この赤字を恒常的に出すのはもうきっぱりやめるべきだというふうに言っているわけです。

それから、先ほど課長から答弁がありましたけれども、温泉に2億円もかけた後にさらにまた3,700万円の工事を行うと。必要であればやらなければならないのはわかりますけれども、こういうずさんというか、もっと早目にわかっていたら同時に行えた工事でもあります。

また、先ほど質問した新デジタル無線の2億円も余りにも唐突で金額が多過ぎると。それに対してのメリット、デメリットの説明がほとんどないという中で、私たち委員としても判断しかねる部分が本当にあるわけです。当局の人たちの説明だけをうのみにして果たして2億円もかけてどれだけの効果があるのか、疑問があるわけです。デジタル化したときもそうでありますけれども、何かほかのこの大手の業者の利益のために振り回されているような感じがしてなりません。

それから、国保会計の保険料の引き下げのための予算もまた積極的でないということでもありますので、賛成できないということで、以上です。

○小鹿委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第11号、平成30年度蓬田村一般会計予算(案)を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○小鹿委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後0時12分 再開

○小鹿委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

次に、議案第12号、平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。坂本 豊君。

○坂本委員 ページ数はわかりませんが、賄い費についてちょっとお聞きします。

収入が、給食収入というのがありまして1,064万2,000円、賄い費、材料のところは1,134万3,000円と。この差額が70万円ほどになっているわけです。以前はこの給食費は賄い費の部分を生徒の皆さんに負担してもらおうという説明であったわけですが、支出が多くて給食費が安いと。安いから悪いというのではなくて、そういう差があったわけです。

ちょっと調べてみますと、2010年度の場合でありますとその差額というのは約2万円ほどになっていました。だんだんその収入が少なくなっているということで、本当からいけばいいことなんです。ですから、この賄い費を給食費で賄うという考えではなくて、できるだけ村で給食費の材料費を負担して、子供たちが安く食べられるようにするべきではないかと思うわけです。この差額70万円ということになると、前からの方針と違うんじゃないでしょうか。（「暫時休憩をお願いします」の声あり）

○小鹿委員長 暫時休憩します。

午後0時15分 休憩

午後0時19分 再開

○小鹿委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

教育課長。

○三上教育課長 給食費の関係なんですけれども、現在20円の負担をしております、材料給食費のほう。1人20円の、たしか物価高とかそういう問題があつて、消費税の関係で20円上げておりますけれども、今のところはまだそういう、できれば軽減、各保護者の

負担が少ないにこしたことはないんですが、現在のところはまだそこまでは考えておりません。現状のままでやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 外ヶ浜町ではこの給食費に町が助成をしているということであります。多分聞いているとは思いますが、近隣の町村でそういうふうに助成しているのですから、同じ地域の子供たちに対しても余り格差が出ないように、本来であれば給食費といえども、学校教育の一環として考えれば義務教育費は無償にするという憲法の立場からいけば、本当は無料でなければならぬんですよ、これ。余談になりますけれども、昔は病院に入院したとき、給食費というのは全部医療費の中に入っていたわけで、それが後から給食費を別にとったと同じ考えではないでしょうか。ですから、外ヶ浜町がどのぐらい援助しているかちょっと調べていませんけれども、参考にしてぜひもっと子供たちのために村が援助してやれるようにしていただけないのか、再度お願いします。

○小鹿委員長 村長。

○久慈村長 全県的にやはり今の教育費無償化に乗って国そのものがこれを無償化しているという動きになってございます。いろいろな新郷村とか西目屋村、これらが無償というか、ただにしているという経緯がございまして。

私は以前にもお話ししたことがあると思っておりますけれども、私どももこの波に乗ってこれをできるだけ軽減していかなければいけないだろうということは考えている次第でございますけれども、ただ、全くゼロにするというふうになると、私どものほうは御飯は持参して、補食のほうでそれを取っているわけでございますので、全くゼロにすると少し教育上というわけじゃないんですけれども、非常に無駄になる場合もあるということを考えれば、例えばの話です、例えば半分ぐらいにするとかということも当然考えていかなければならない。これは子育て支援といいますか、そちらの関係からも必要なことだと思います。今後これを考えてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。以上です。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第12号、平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○小鹿委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号、平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算（案）を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。坂本 豊君。

○坂本委員 5ページの歳入の国民健康保険税が1,426万円増加しています。去年は米の単価も1割ほど高くなっていますが、これが原因でこのような予算になっているのか。ホタテのほうも単価が高いという話は聞いていますが、私たちはちょっとわからないんですけれども、ホタテのへい死の問題も聞いています。ですから、漁師の皆さんの所得も去年は上がったということでこのような1,400万円ほど引き上げた予算になっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○小鹿委員長 暫時休憩します。

午後0時24分 休憩

午後0時24分 再開

○小鹿委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

住民課長。

○大川住民課長 これは、平成29年6月議会で支援金分について所得割1%から2%、資産割、これが5%から12%、あと均等割を4,800円から1万2,000円、平等割、3,600円から8,000円に上げた経緯がございますので、その分かと思えます。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 忘れていました。去年、さっき言ったように米の単価がちょっと1割ほど上がったので、このように高くなったのかなと思ったわけですが、全くこれとは関係なくて、制度の税率の引き上げでこういう予算になったんでしょうか。再度答弁をお願いします。

○小鹿委員長 住民課長。

○大川住民課長 そうだと思います。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。坂本 豊君。

○坂本委員 大変済みませんけれども、この国保会計、反対というよりも賛成しかねるということでもありますので。とにかく国保税が高い。これが住民の偽らざる意見であります。本当に高い。私ももうどのようにもならないし、責められるのは私たち議員なんですよ。あんたたちは報酬をもらって国保税を高くしているという、お酒が入るとすぐ攻撃されます。私が決めているわけではないんですけれども、もうこのように高い国保税を安くするには、前から言っているように国が昔は50%を負担していたのが、今25%しか負担していません。そのお金、大企業と金持ちの減税に回しています。大企業の内部留保は皆さんもご存じのとおり、もう既に417兆円まで膨れ上がっています。私が前、同じ話をしているとき250兆円だったんです、この内部留保。物すごい金が大企業と優遇されている富裕者層に回っている現状があります。こういうゆがんだ国のやり方に対して、村長は村民の代表として県役人に対してきっぱり物を言って、この国の負担を高くするように国会周辺、それから国会議員に会ったらぜひとも意見を言っていただきたいと思うわけです。

そういう意味で、国保税が高いということで一般会計から繰り入れを求めているわけですが、常に冷たい予算であるということで、反対をします。以上です。

○小鹿委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第13号、平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○小鹿委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号、平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算（案）を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。坂本 豊君。

- 坂本委員 歳出のところで起債費がありますよね。いわゆる借金の返済ですけれども、長期債元金4,458万9,000円、利息が1,081万3,000円、合わせて5,400万円ほどあります。私が調べてみましたら、この借金が終わるのが2029年。2029年で1,899万6,000円の返済で終了すると。ですから、2030年度にはようやくゼロになるということだと思います。私の計算、少し利息の関係もあるのでわかりませんが、常に5,000万円ほどの一般持ち出しをしているわけですが、当然あと10年、12年ほどたつと借金の返済がなくなるわけですが、それが終わると今度は補修費、修繕費に莫大なお金がかかっていくわけですが、この見通しというのはどのように計画しているのか、まず先の話ではありますけれども、大規模改修というのがもうそろそろ始まるのではないかと思いますけれども、その辺の見通しというのはどのようにあるのか、答弁をお願いしたいと思います。

（「ちょっと休憩してもいいですか」の声あり）

- 小鹿委員長 暫時休憩します。

午後0時30分 休憩

午後0時36分 再開

- 小鹿委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

建設課長。

- 木村建設課長 お答えいたします。先ほど委員から出された地方債の元利とかの償還のめどは、平成43年をもって完済するという、実はこれは春に一度皆さんに経営戦略というものを説明させていただいたところです。これがまず一応、年度的には平成43年度で終了と。

今後、更新に、まず平成29年度から順次平成40年までをかけて管路等の更新を行っていくところです。それで、この経営戦略においては一応平成40年までの計画を立てております。それで、その中で収益的収支には大体6,500万円、資本的収支には2,700万円ぐらいで、一般会計の繰入金金を4,500万円ほど見込んで、大体横ばいで大きな費用がかからないようにやっていくということで一応計画を進めていきたいと思っています。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 これは、どっちつかずで、返済が終わると役場の収支が向上するわけです。

しかし、その分をずっと今までどおり役場が一般会計から助成していくと、水道料金が基本的にはゼロになってしまう、そういうことになるわけですね。返済が終わると、役場の助成でそのまま5,000万円近い一般会計からの繰り入れを行っていると、水道料金はただ同然になっていくわけですが、そういうことはあり得ないということですが、先の話ですので申しわけありませんけれども、返済が終わっても助成は続けていく方針なのか、最後、村長から答弁をお願いします。

○小鹿委員長 村長。

○久慈村長 返済が終わっても援助していくのかという質問でございますけれども、現在のこの会計の中身を見ますと、簡単に申しますと、返済額5,541万2,000円、これらについては使用料で何とかしようという案でありましたけれども、歳入を見ますと4,820万円と現在なっていて、実際にはそれらについても村が負担していくという、それを繰入額として5,500万円入れているということですので、これは基本的には支援していかざるを得ないと。今さら水道をやめるということはできませんので、今後も続けさせていただきます。以上です。

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第14号、平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○小鹿委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算(案)を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。坂本 豊君。

○坂本委員 きのうちも質問しましたけれども、保険料が予算では666万円ふえています。しかし、県の支出266万円、国の負担金を見てもわずかしかふえていないわけですが、このバランスというのはおかしいというふうに私は思ったわけですね。きのうちも言ったように、負担割合のパーセントというのはいま決まっているわけですね。村が12.5%、県が12.5%で国が25%、あとのその下にある50%の保険料だけが上がって、市町村、村の負担だけがふえているので、保険料だけが引き上げられているというのはちょっと納得がいかないんで、もう一度わかりやすく答弁をお願いしたいんですけども。

○小鹿委員長 暫時休憩します。

午後0時41分 休憩

午後0時43分 再開

○小鹿委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

住民課長。

○大川住民課長 9ページの6款1項一般会計繰入金、私はきうちの説明ではこの5目のその他一般会計繰入金、職員の給与等に関するところ、ここは345万円減っているわけですけども、これ以外の1目から4目までを足して前年度から比べてみますと、本年度は106万8,000円プラスになっているということで、これは村でその分を一般会計からまず繰り入れしているということで理解していただきたいと思います。

○小鹿委員長 ほかに質問ありますか。坂本 豊君。

○坂本委員 制度の設計図がありますよね。あそこを見てしか、私たちはわからないんですけども、当然パーセンテージが固定して決まっているわけですから、保険料が上がっているのにこういうふうに国の支出、県の支出が大幅にふえていないということが納得できないわけですよ。保険料だけが600万円もふえているのであれば、国の負担も県の負担もふえるんでないかというふうに考えるのが当然だと思うわけですが、どうなんでしょうか。

○小鹿委員長 暫時休憩します。

午後0時44分 休憩

午後0時50分 再開

○小鹿委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

住民課長。

○大川住民課長 介護給付費の財源の内訳ですけれども、私がきのう説明したのとは違って、国庫負担は25%、地方自治体負担は県、村で25%、平成30年度から第2号被保険者の保険料が28%から1%下がって27%になると。第1号の保険者の保険料が22%から1%減って23%、のような財源の内訳に平成30年度からなるということでこのような状況になったのかと思われます。以上です。

○小鹿委員長 坂本 豊君。

○坂本委員 課長が知っていますので、あとは質問しませんけれども、中身がよくわからないので、ただ単純に収入、保険料だけ、6,500円から6,800円ですから300円ほど上がったわけでありましてけれども、国が何で負担をふやさないのかという疑問があるので質問しているわけですよね。国もふやしているんだよということを答弁してもらえれば納得がいくわけですが、どうでしょうか。

○小鹿委員長 暫時休憩します。

午後0時52分 休憩

午後0時57分 再開

○小鹿委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

住民課長。

○大川住民課長 まず、1の1の介護保険料、まず666万4,000円あります。それから、この4の1の支払基金交付金、これが240万1,000円のマイナスということで426万3,000円になります。次、国の国庫負担金、3の1が6万4,000円、3の2、次のページですけれども、48万円ということで54万4,000円。次、県の関係で5の1が262万8,000円、次のページの財政安定化基金支出金、これが3万4,000円、足せば266万2,000円。それと村の一般会計繰入金の1から4、この345万4,000円を除いた額、106万8,000円。この3つを足すと427万4,000円。保険料が426万3,000円。国、県、村、これを足したものが427万4,000円ということで大体合うという、同じぐらいということでどうでしょう。なります。（「後でちゃんと質問いたします」の声あり）

○小鹿委員長 ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○小鹿委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第15号、平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○小鹿委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算(案)を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第16号、平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○小鹿委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算(案)を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小鹿委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第17号、平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○小鹿委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委委員を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時02分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長